

○東京藝術大学電子入札システム官職証明書に関する要項

平成 26 年 6 月 10 日  
制 定

改正 平成 27 年 5 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 本学において使用する電子入札システム官職証明書に関しては、この要項に  
ところによる。

(定義)

第 2 条 この要項において「官職証明書」とは、政府共用認証局が発行するもので、  
本学において電子入札システムの使用に必要とするもの及び同システムで作成す  
る文書等が真正なものであることを認証するものをいう。

(官職証明書の申請)

第 3 条 官職証明書は、所定の官職証明書発行申請手順により、政府共用認証局に申  
請するものとする。

(官職証明書の作成権限を有する者)

第 4 条 官職証明書の作成権限を有する者は、学長とする。

(官職証明書の種類)

第 5 条 官職証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設課長 (契約担当)
- (2) 施設課課長補佐 (執行担当)
- (3) 施設課企画係長 (登録担当)
- (4) 戦略企画課財務管理室長 (立会担当)

(官職証明書の管守)

第 6 条 本学に官職証明書を適切に管守する者 (以下「官職証明書管守責任者」とい  
う。)をおくものとする。

- 2 官職証明書管守責任者は、施設課長とする。
- 3 官職証明書管守責任者は、官職証明書が適切に使用されるよう官職証明書を管理  
し、官職証明書が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保  
管するものとする。
- 4 官職証明書管守責任者がその職務を執行できない場合には、別の者に委任するこ  
とができるものとする。

(官職証明書の使用等)

第 7 条 入札事務担当職員が官職証明書の使用を必要とする場合は、官職証明書管守  
責任者に使用を請求するものとする。

(雑則)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 26 年 6 月 10 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 27 年 5 月 14 日から施行し、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。